

令和7年度第2回朝霞市地域包括支援センター運営協議会 会議次第

日 時 令和8年2月2日（月）  
午後1時30分から午後2時30分まで  
会 場 朝霞市役所別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議題

(1) 令和8年度朝霞市地域包括支援センター運営方針（案）について

資料1 令和8年度朝霞市地域包括支援センター運営方針（案）

資料2 令和8年度朝霞市地域包括支援センター運営方針（案）新旧対照表

3 その他

4 閉会

令和7年度第2回朝霞市地域包括支援センター運営協議会 出席者名簿

令和8年2月2日(月)実施

(敬称略)

	構成機関	所属	氏名
委員	介護サービス及び介護予防に関する事業者	あさか地区介護事業者協議会	本田 卓也
	職能関係団体	一般社団法人 朝霞地区医師会	池田 直弥
	職能関係団体	一般社団法人 朝霞地区歯科医師会	田中 入
	介護保険1号被保険者	朝霞市シニアクラブ連合会	大橋 健一
	介護保険2号被保険者	連合埼玉 朝霞・東入間地域協議会	松浦 賢一
	介護保険2号被保険者	あさか野農業協同組合	渡邊 芳子
	介護保険以外の地域資源(NPO団体など)	朝霞いきいきネットワーク	熊澤 健
	権利擁護、相談事業等を担う関係者	社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会	松本 麻紀
	地域ケアに関する学識経験者	埼玉県社会保険労務士会あさか支部	福山 光仁
	地域ケアに関する学識経験者	学校法人 東洋大学	古川 和稔
地域包括支援センター	第1圏域 内間木苑	センター長	遠藤 大輔
		保健師	佐々木 和子
	第2圏域 つつじの郷	医療法人わかば会 事務長	中山 和夫
		センター長	新坂 康夫
	第3圏域 モーニングパーク	医療法人山柳会 総務課長	脇坂 孝
		センター長	谷 直明
	第4圏域 ひいらぎの里	有限会社埼玉ライフサポート 総務	藤川 順子
		センター長	水科 一伯
	第5圏域 朝光苑	センター長	小南 恵子
		主任介護支援専門員	中村 彰彦
	第6圏域 あさか中央	医療法人循和会 統括部長	工藤 由紀
		センター長	中村 容子
事務局	長寿はつらつ課	福祉部長	佐藤 元樹
		福祉部次長兼課長	並木 智彦
		課長補佐	近藤 悦子
		課長補佐	長尾 将弘
		介護保険係長	吉田 裕哉
		地域包括ケア推進係長	大野 大介
		地域包括ケア推進係主任	田中 浩之
		地域包括ケア推進係主事	浜田 美月

令和 8 年度

朝霞市地域包括支援センター運営方針(案)

朝霞市福祉部長寿はっらっ課

## 【目 次】

### I 策定の目的

### II 地域包括支援センターの意義・目的

### III 運営上の基本的な考え方や理念

- 1 地域包括ケアの推進
- 2 公益性の視点
- 3 地域性の視点
- 4 協働性の視点
- 5 予防性の視点

### IV 業務推進の指針

- 1 事業計画の策定
- 2 設置場所
- 3 人員配置基準
- 4 職員の姿勢
- 5 市との連携
- 6 地域との連携
- 7 個人情報保護
- 8 広報活動
- 9 苦情対応
- 10 事業報告及び評価
- 11 その他

### V 具体的な業務

- 1 包括的支援事業
  - (1) 総合相談支援業務
    - ① 実態把握
    - ② 総合相談業務
    - ③ 地域包括支援ネットワーク構築業務
    - ④ 地域住民への啓発活動
  - (2) 権利擁護業務
    - ① 成年後見制度の活用
    - ② 高齢者虐待の防止及び対応
    - ③ 困難事例への対応
    - ④ 消費者被害の防止
  - (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
    - ① 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

- ② 介護支援専門員に対する支援
- (4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
  - ① 介護予防ケアマネジメント業務・日常生活支援総合事業
  - ② 指定介護予防支援業務
- (5) 在宅医療・介護連携推進事業
- (6) 生活支援体制整備事業
- (7) 認知症総合支援事業
  - ① 認知症の早期対応に向けた支援
  - ② 認知症の方と家族への支援
  - ③ 医療・介護・家族の連携支援（任意事業として）
  - ④ 認知症について地域理解の促進支援（任意事業として）
- (8) 地域ケア会議推進事業（多職種協働による地域支援ネットワークの構築）

## 2 任意事業

## I 策定の目的

この「朝霞市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施及び適切かつ公正中立な運営に資することを目的とします。

## II 地域包括支援センターの意義・目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアの実現を目的に、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置しています。

地域包括ケアシステムの構築は市の責務ですが、その構築に向けての中心的役割を果たすことがセンターに求められていることから、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートを行います。

なお、こうした役割をセンターが果たせるように、センターの設置者である市には、「包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない」（介護保険法第115条の46第7項）とする努力義務が課せられています。

## III 運営上の基本的な考え方や理念

センターは、地域包括ケアシステムの構築推進を担う中核機関として、担当する地域の特性や実情を踏まえ、地域住民が抱える課題を把握し、「安心して尊厳あるその人らしい生活を送れる、地域包括ケアの実現を目指す」ことを基本運営方針とします。具体的には、市と協働して介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施と事業の拡充、包括的支援事業における地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業について推進していきます。

## 1 地域包括ケアの推進

誰もが住み慣れた地域で安心して、人生の最期まで尊厳を持って暮らすことができるようにするために、センターは、地域住民が総合的な相談や適切な保健・医療、福祉サービス等、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行います。

また、センターは、市が実施する重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業を担う実施機関として、相談者の属性に関わらず相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供を行います。複雑化・複合化した事例については、他の支援機関等と連携しながら、他機関協働による包括的な支援を行います。

## 2 公益性の視点

センターは、介護・福祉・保健行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

## 3 地域性の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

生活支援体制整備事業や地域ケア会議、朝霞市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

## 4 協働性の視点

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職は、「縦割り」に業務を行うのではなく、相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えます。

また、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と災害時等の対応も見据えた連携を図ります。

## 5 予防性の視点

高齢化率・要介護認定率等の推計、各種事業実績、地域住民のニーズの把握などをもとに地域における課題を見据えた予防的視点を持って活動します。

## IV 業務推進の指針

### 1 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定した事業計画を策定し、各地域での特色ある創意工夫をした事業運営に努めます。

事業計画は、センターの基本姿勢を表すものとして毎年度策定します。

### 2 設置場所

センターの設置場所は、運営の基本的視点（公益性、地域性、協働性、予防性）をふまえ、市と協議の上、事業者が決定するものとします。

### 3 人員配置

次に掲げる職種の職員を各1名以上（A～Cの合計で4名以上）配置し、

1 センター当たりの標準的配置人員を6人とします。

- A 保健師その他これに準ずる者
- B 社会福祉士その他これに準ずる者
- C 主任介護支援専門員その他これに準ずる者
- D 介護支援専門員
- E 非常勤職員等(事務員他)

※ A 保健師に準ずる者は、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師は含まない）、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。

※ B 社会福祉士に準ずる者は、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。

※ C 主任介護支援専門員に準ずる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 埼玉県主任介護支援専門員研修の受講対象者の要件を満たす者

イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

ここでいう育成計画については、様式の定めはないが、次の内容を記載することとし、当該育成計画を策定した際は、市に報告すること。

(7) 主任介護支援専門員研修の受講予定日

(i) 助言を行う主任介護支援専門員（以下「助言担当者」という。）

の氏名

(ウ) 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内容（定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・振り返り等）

(エ) その他センターが必要と認める事業

また、介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。

#### 4 職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行します。

#### 5 市との連携

センター内で解決が困難な問題や情報確認、措置介入が必要な場合は、市と連携して対応します。

市とセンターは、市が指定する電算システムで作成する支援経過記録等により支援状況等の情報を共有します。

市とセンターは、問題や主訴等についてどのようにアセスメントしたのか、対応の根拠について、必ず記録をします。

市とセンターは、必要に応じて会議等を適宜開催し連携を図ります。

#### 6 地域との連携

センターは、地域を支える中核的な機関として、介護保険事業者、医療機関、民生委員、社会福祉協議会などの関係団体や地域住民と連携し、地域独自の社会資源によるネットワークを活用して高齢者を支援します。

地域包括ケアの実現には、地域の社会資源の把握とネットワークの構築が重要であることから、様々な社会資源等を活用し、圏域に必要なサービスや活動の開発、地域への情報提供と利用者のサービスへの結び付け等を行います。さらに、市民を対象にした講座などを実施し、ネットワークの拡充・活性化に努めます。

また、地域で行われている活動を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域ケア会議等から、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます（生活支援体制整備事業との連動）。

#### 7 個人情報の保護

センターは「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、保有する高

齢者等の個人情報、業務に関係のない目的で使用され、不特定多数の者に漏れることがないように個人情報保護に関する個人情報取扱責任者を配置し、情報の管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意します。

万一、個人情報の漏えいが発生した場合には、直ちに報告し、市の示す対応方法に従い、速やかに対応を行います。

センターに併設する事業所がある場合は、事業所の職員等が個人情報を閲覧ができないように措置を講じます。

## 8 広報活動

センターの業務を適切に実施するため、また、業務への理解と協力を得るために、パンフレットやチラシ等を作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

## 9 苦情対応

センターへの苦情が生じた場合、以下のとおり対応します。

- A 相手の話を真摯な態度で聞き、否定や言い訳等で話を遮らないようにします。
- B 相手の要求（謝罪・説明・具体的対応等）やその発生原因（相談内容に対する対応に誤りがある、対応・返答が遅い、相手の勘違いを招く説明をした等）を分析し、求めに応じて適切に対応します。
- C 相手が感情的な場合には冷静に対応し、消極的・曖昧な対応をとらないよう心がけます。
- D 正確・丁寧・迅速に問題の解決を図るように努めます。
- E 対応については一人では判断せず、必ず複数の職員と協議しながら解決を図ります。また、苦情の内容・状況によりセンター内での解決が難しい場合には、速やかに長寿はつらつ課へ報告・連絡・相談を行います。
- F 問題の原因や対応方法を職員全員で、共有し、再発の防止に努めます。
- G 不当な要求に毅然とした態度で対応します。

## 10 事業報告及び評価

センターは、実施した事業について、毎月市に報告します。このほか、年間の事業報告を行うとともに、市はヒアリングを実施し、その内容について確認します。

また、年間の事業報告の際、センターは、各事業について自己評価するとともに、市の評価を加えたものを、協議会に報告します。

## 11 その他

事故発生時や緊急性のある場合は、その都度、速やかに市へ報告するものとします。

## V 具体的な業務

### 1 包括的支援事業

#### (1) 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、地域の高齢者等が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うものです。

総合相談支援の実施に当たっては、他の相談支援を実施する機関と連携し、地域のネットワークを構築するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える課題の把握に努めながら相談支援を行います。

##### ① 実態把握

担当する圏域における、現在の高齢者及び地域の状況を、日頃の相談業務や各種事業、市が実施する各種調査などから把握し、支援を必要とする人を浮かび上がらせるとともに、地域の課題やニーズを把握します。

高齢者世帯、特に一人暮らしの高齢者に対しては、見守り等の取組により、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげるよう努めます。また、感染予防に配慮しつつ、地域の実情を踏まえた介護予防・見守り等の取組を積極的に進めます。

把握した情報は、センターが実施する様々な業務に活かすと共に、市と協働し地域における施策の反映に努めます。

##### ② 総合相談業務

地域の高齢者等に関する様々な相談を全て受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センター業務における支援を行います。

また、総合相談業務は地域包括ケアとしての継続支援の入り口としての役割を持ち、1か所のセンターに相談をすることで、多様なサービスの調整までも可能にするといったワンストップサービスの拠点としての機能を目指します。

##### ③ 地域包括支援ネットワーク構築業務

地域包括支援ネットワークとは、関係行政機関はもとより、地域のサービス利用者や家族、サービス事業者、関係団体、成年後見関係者、民

生委員、地域の支え合い等のインフォーマルサービス関係者、一般住民等によって構成される「人的資源」からなる有機体をいいます。

このネットワークは、日々の相談業務や各種活動を通してフォーマルやインフォーマルの分類、また高齢、障害、児童のような分類を越えた地域に根ざすものとして、これらの資源を把握するとともに、地域ケア会議推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業等を通じて、ネットワークの構築を進めます。

#### ④ 地域住民への啓発活動

地域住民が必要な情報を共有し、互助的な地域の連帯や、個人の尊厳を尊重し、理解するために必要な啓発活動に取り組みます。

### (2) 権利擁護業務

住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利の侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者に対し、権利を擁護する対応や権利侵害の予防などを専門的に行います。

#### ① 成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合、成年後見制度の利用を必要とされる方に適切な介護サービス利用や財産管理、法律行為などの支援を行うため、相談者の意向に沿った成年後見制度の活用を図ります。

また、成年後見制度の利用が必要と考えられる方の権利を擁護し、支援する際は、相談時に適切な説明を行うとともに、各種機関と連携し、成年後見制度を有効に活用できるよう努めます。

成年後見制度が広く住民に理解されるように、講座を開催するなど、普及啓発を促進します。

#### ② 高齢者虐待の防止及び対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら迅速かつ適切な対応を行います。

また、虐待リスクの高い高齢者への支援については、各種機関と連携し、効果的な対応を図ります。

さらに、虐待防止の視点に立ち、介護者の孤立防止、認知症に対する理解促進、精神保健福祉との連携のほか、高齢者の権利について考える意識の醸成支援などに取り組みます。

#### ③ 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切な

ものがない等)の支援は、センターの各種専門職の職員の連携はもとより、地域ケア会議などの多職種連携会議や地域の協議体で課題を解決するなど、地域のつながりを構築する場を活用して対応します。

#### ④ 消費者被害の防止

消費者被害情報の把握に努め、地域団体・関係機関との連携のもと、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

また、被害防止のための意識啓発を図ります。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるよう地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員への支援を行います。

#### ① 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

施設・在宅にかかわらず地域における包括的・継続的なケアマネジメントを実施するため、関係機関（フォーマル・インフォーマル含む。）との連携を図り、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制の整備に努めます。

#### ② 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員の日常的業務の実施に関する専門的な見地から、個別指導や相談への対応を行い、必要に応じて地域ケア会議を開催します。

また、介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携の上、情報提供や事例検討会、研修会等を実施するなどして、地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方法を検討し、指導助言等を行います。

さらに、地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施できるように、介護支援専門員のネットワークの構築を支援します。

### (4) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメントには、地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）及び指定介護予防支援事業として、予防給付による介護予防ケアマネジメントがあります。

これらは、制度としては別ですが、実施に当たっては、介護予防・自立支援といった共通の認識のもと、一体的に実施します。また、「ケアマネジメントにおける共通の視点について」を参考に実施します。

#### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

##### 1) 介護予防・生活支援サービス事業対象者のケアマネジメント

対象者に対して、介護予防及び日常生活支援(自立)を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス(第1号訪問事業)、通所型サービス(第1号通所事業)、その他の一般高齢者福祉サービスやインフォーマルな社会資源等の適切な支援が、包括的かつ効果的に提供されるよう必要なケアマネジメントを行います。

##### 2) 一般介護予防事業

高齢者を、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、事業参加者の拡大や通いの場の創出が継続的に行えるような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進するため、以下の事業を実施します。

- i 介護予防把握事業
- ii 介護予防普及啓発事業
- iii 地域介護予防活動支援事業
- iv 一般介護予防事業評価事業
- v 地域リハビリテーション活動支援事業

#### ② 指定介護予防支援業務

センターは、市から指定介護予防支援事業所の指定を受け、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行い、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を維持することができるよう、できることはできる限り自らが行うことを基本としつつ、主体的な活動と生活の質を高めることを目指すことができるように、指定介護予防支援事業を行います。

#### (5) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方が必要になっても住み慣れた地域で安心し、自分らしい生活ができるよう、在宅医療と介護連携体制の構築を推進するために、市と協働して以下の事業に取り組みます。

- A 地域の医療・介護の資源の把握
- B 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
- C 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進
- D 在宅医療・介護連携に関する相談支援

- E 地域住民への普及啓発
- F 医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援
- G 地域包括ケア支援室との連携

## **(6) 生活支援体制整備事業**

高齢者の在宅生活を支えるため、多様化する生活支援のニーズに対応し、多様な主体による、生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築することを目指し、必要な社会資源の発掘・育成を行います。

また、支援の調整やネットワーク化、サービスのマッチングを行うコーディネーターと共に協議体を開催・運営し、地域の実情に応じた活動支援や地域資源の創設、地域のつながりの重要性を広めるための市民フォーラム等の開催、多様な主体間の情報共有などを実施し、市と共に取り組んで、圏域ごとに生活支援の体制整備を推進します。

## **(7) 認知症総合支援事業**

認知症の人が、尊厳と希望を持ちながら、可能な限り住み慣れた地域で安心して、自分らしく暮らし続けられるよう医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関につなぐ連携支援や、地域の支援者の育成、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

### **① 認知症の早期対応に向けた支援**

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の一員として市と協働し、早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築に努めます。

### **② 認知症の人と家族への支援**

行動・心理症状等の対応困難な事例に関するアドバイスの実施や家族、地域住民が認知症に関する知識の習得・情報を得る場の提供を行うなど、認知症ケアの向上及び推進を図ります。また、医療・介護も生活支援の一部であり、認知症疾患医療センター等の専門医などと連携しながら、検討を行い、支援につなげます。認知症の人への統合的なケアにつなげていくため、認知症ケアにおける多職種協働の重要性の理解と実践に向けて取り組みます

### **③ 医療・介護・家族の連携支援（任意事業として）**

「認知症カフェ」「徘徊高齢者見守り支援事業」等を実施することにより認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支える、地域のつながりを支援し、認知症の人の安全な暮らしを支えると

ともに、その家族の介護負担の軽減などを図ります。

#### ④ 認知症について地域理解の促進支援（任意事業として）

認知症への理解を深めることを目的に、様々な世代や企業、学生等に向け、認知症サポーター養成講座を開催します。また、認知症サポーターの活躍の支援としてステップアップ講座を実施し、地域の支援者の育成等、認知症施策の推進に努めます。認知症ケアガイドブックを活用し、市民に広く周知するとともに、多職種で共有し発症予防や状態に合わせた支援に役立てます。

### (8) 地域ケア会議推進事業（多職種協働による地域支援ネットワークの構築）

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、その他関係者や、関係機関及び関係団体により構成される地域ケア会議については、以下の目的を踏まえ、市とセンターによる緊密な連携と役割を分担しながら取組を推進します。

(目的)

- ① 次の機能を果たすため、個別ケースの支援内容を検討します。
  - ・ 個別課題の解決及び地域の介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
  - ・ 高齢者の実態把握や課題解決のための地域支援ネットワークの構築
  - ・ 地域課題の把握

※「地域ケア会議運営マニュアル」を参考に、センター毎に実施します。
- ② ①を通し、地域づくり、資源開発並びに政策形成など、地域の実情に応じ必要と認められる事項について、市と協働して取り組みます。

## 2 任意事業

- A 介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要なその他の事業を実施します。
- B 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施します。
- C 大規模災害時は、要支援認定を受けている利用者等、支援が必要な高齢者などについて、可能な範囲で見守りや安否確認等を実施するとともに、市と連携するよう努めます。

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p><b>I 策定の目的</b>                      この「朝霞市地域包括支援センター運営方針」は、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の47第1項の規定</u>に基づき、地域包括支援センター運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施及び適切かつ公正中立な運営に資することを目的とします。</p> <p><b>II</b> （略）</p> <p><b>III 運営上の基本的な考え方や理念</b>  <b>1 地域包括ケアの推進</b>  <u>誰もが住み慣れた地域で安心して、人生の最期まで尊厳を持って暮らすことができるようにするために、センターは、地域住民が総合的な相談や適切な保健・医療、福祉サービス等、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行います。</u>  <u>また、センターは、市が実施する重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業を担う実施機関として、相談者の属性に関わらず相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供を行います。複雑化・複合化した事例については、他の支援機関等と連携しながら、他機関協働による包括的な支援を行います。</u></p> <p><b>2 公益性の視点</b>                      （略）</p> <p><b>3 地域性の視点</b>                      （略）</p> <p><b>4 協働性の視点</b>                      （略）</p> <p><b>5 予防性の視点</b>                      （略）</p> <p><b>IV～V</b> （略）</p>	<p><b>I 策定の目的</b>                      この「朝霞市地域包括支援センター運営方針」は、<u>朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び朝霞市地域包括支援センター運営事業実施要綱、そのほか法令に基づき</u>、地域包括支援センター運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施及び適切かつ公正中立な運営に資することを目的に<b>策定</b>します。</p> <p><b>II</b> （略）</p> <p><b>III 運営上の基本的な考え方や理念</b>  <u>（新設）</u></p> <p><b>1 公益性の視点</b>                      （略）</p> <p><b>2 地域性の視点</b>                      （略）</p> <p><b>3 協働性の視点</b>                      （略）</p> <p><b>4 予防性の視点</b>                      （略）</p> <p><b>IV～V</b> （略）</p>